

設 計 図 書

(起工)

工 事
番 号

8 壱下水第1 8号

工事名

公共下水道終末処理場ブロワー等更新工事（2
工区）

工 場
場 所

壱岐市郷ノ浦町内

長崎県壱岐市

工事名:公共下水道終末処理場ブロー等更新工事(2工区)

[illegible]

数量総括表

工事名:公共下水道終末処理場ブロー等更新工事(2工区)

当初

工種／種別／細別	単位	数量	摘要
機器費	式	1.0	
ブロー	台	1.0	
φ150×21.27m ³ /min×49kPa 30Kw-4P 200V	台	2.0	
ブロー	台	2.0	
φ100×6.1m ³ /min×40kPa 7.5Kw-4P 200V	台	2.0	
マンホールポンプ	台	2.0	
ハンクログスマッシュポンプ 吐出口径φ80mm 吐出量0.16m ³ /min	台	2.0	
マンホールポンプ	台	2.0	
ハンクログスマッシュポンプ 吐出口径φ65mm 吐出量0.27m ³ /min	台	2.0	
脱水汚泥コンテナ	個	5.0	
容量:1t SS400+塗装			
輸送費	式	1.0	
輸送費(中央ブロー)	台	1.0	
輸送費(北部ブロー)	台	2.0	
輸送費(田ノ上マンホールポンプ)	台	2.0	
輸送費(高校橋マンホールポンプ)	台	2.0	
輸送費(コンテナ)	個	2.0	
労務費	式	1.0	
一般労務費	式	1.0	
機械設備据付労務費	式	1.0	
直接経費	式	1.0	
機械経費	式	1.0	
仮設費	式	1.0	
率計上分			

公共下水道終末処理場ブロワー等更新工事 (2工区)

特記仕様書

令和8年度

壱岐市環境衛生課

第 1 章 総 則

第 1 節 共通事項

第 1 条 適用

1. この仕様書は、本工事の施工に適用する。
2. 機器の仕様については、本仕様のほか、日本下水道事業団監修の「機械設備工事一般仕様書(令和 7 年度版)」、「機械設備工事必携(令和 3・7 年度版)」各編、「機械設備標準仕様書(令和 7 年度版)」、「機械設備特記仕様書(令和 6 年度版)」、「機械設備工事必携工事管理記録(平成 24 年度版)」各編、「電気設備工事必携(令和 7 年度版)」、「電気設備特記仕様書(令和 7 年度版)」、及び「電気設備工事一般仕様書・同標準図(令和 7 年度版)」を準拠すること。
この仕様書に定める仕様について、特記仕様書において別に定めた場合はその仕様書に従い施工しなければならない。

第 2 条 用語の定義

1. 設計図書とは、設計書、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。
2. 監督職員、指示、承諾、協議とは次の定義による。
 - (1) 監督職員とは、主任監督員、監督職員を総称していう。
 - (2) 指示とは、監督職員が請負者に対して監督職員の権限に関する事項について、その方針を示し実施させることをいう。この場合、原則として書面をもって行うものとする。
 - (3) 承諾とは、請負者側の発議により設計図書の内容、実施方法等について、原則として書面により提出された事項を監督職員が審査し、了解することをいう。
 - (4) 協議とは、監督職員と請負者が対等の立場で合議し、事案を決定することをいう。

第3条 提出図書

番号	提出図書名	提出部数	提出期日	備考
1	工事工程表	1	契約後 7 日以内	
2	着工届・現場代理人等通知書	1	工事着工前迄	
3	経歴書	1	〃	
4	工事实績データ受領書	1	下記参照	
5	事故発生報告書	1	その都度	
6	主要機器材料製作者通知書	2	その都度	
7	外注計画書	1	その都度	
8	下請契約報告書	1	その都度	
9	施工体制台帳の写し	1	その都度	
1 0	施工計画書	2	現場着工 30 日前	返却用 1 部を含む
1 1	実施工程表	1	その都度	
1 2	設計・工事打合議事録	2	〃	返却用 1 部を含む
1 3	機器設計製作承認申請書	2	〃	〃
1 4	施工図承認申請書	2	〃	〃
1 5	製品（工場）検査申請書	2	〃	
1 6	安全訓練活動等の計画書	1	〃	現場着工前
1 7	安全訓練活動等の報告書	1	〃	現場着工後 毎月
1 8	社内検査報告書	1	工事完了時	完成届提出前
1 9	完成届	1	工事完了時	
2 0	工事完成図書	2	工事完了時	詳細については別途指示
2 1	工事記録写真帳	1	工事完了時	
2 2	マニフェストの写し	1	その都度	種別毎に提出のこと
2 3	火災・第 3 者保険証の写し	1	現場着工前	現場着工時から工期末後 14 日後まで
2 4	産業廃棄物の処理計画書	1	現場着工前	

提出部数は原則としてこの表によるが、監督職員が特に指示する時には、追加することがある。

1. 上記提出書類に変更を生じたときには、直ちに変更書を提出すること。
2. 請負者は、工事請負金額 500 万円（消費税及び地方消費税額込）以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）入力システムに基づき、「工事实績データ」を作成し監督職員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに提出すると共に、同発行の受領書の写しを監督職員に提出しなければならない。提出期限は以下のとおりとする。
 - （1）受注登録データの提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。
 - （2）完了時登録データの提出期限は、工事完了後 10 日以内とする。
 - （3）施工中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内に変更データを提出しなければならない。

第4条 疑義の解釈

設計書に定める事項について、疑義を生じた場合の解釈及び本工事施工範囲の細目については、当該工事を担当する監督職員の指示に従わなければならない。

第5条 関係法令の遵守

請負者は、工事施工にあたり工事に関する諸法規、その他諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を計るとともに、諸法令への運用適用は、請負者の負担と責任において行わなければならない。

第6条 関係官公庁への許可申請

1. 工事施工のため必要な関係官公庁、その他の者に対する諸手続きは、請負者において迅速に処理しなければならない。
2. 関係官公庁、その他の者に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なく、その旨を監督職員に申し出て協議するものとする。

第7条 公害の防止

請負者は、工事の施工に当たって付近の居住者に迷惑のかからぬよう、公害の防止に努めなければならない。

第8条 施設の保全

既設構造物を汚染又はこれ等に損傷を与えたときは、請負者の責任で復旧しなければならない。

第9条 資格を必要とする作業

資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有するものが施工しなければならない。

第10条 工事用電力及び用水

工事用及び検査に必要な電力、用水及びこれに要する仮設材料は、請負者の責任で処理しなければならない。

第 1 1 条 工事対象物の管理義務

工事が完成し引き渡し完了まで工事対象物の保管責任は、請負者とする。

第 1 2 条 工事終了後の処理

工事が完成したときは、請負者は速やかに不要材料及び仮設物を処分もしくは撤去しなければならない。

第 1 3 条 安全管理

1. 請負者は工事の施工に当たって、常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、
公
衆及び従業員の安全を計らなければならない。人身事故等が発生した場合には、速やかに監督職員に報告しなければならない。
2. 工事中は所要の人員を配置し、現場内の整理、整頓及び保全に努めなければならない。
3. 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置、緊急時の応急措置ならび連絡方法等について監督職員と協議し、これを遵守しなければならない。
4. 酸素欠乏危険場所及び酸素欠乏、硫化水素の発生場所に立ち入る場合には、関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講じなければならない。
5. 火薬、ガソリン等の危険物を使用する場合は、保管及び取扱いについて、関係法令の定める所に従い、万全の方策を講じなければならない。
6. 火薬類を使用し、工事を施工する場合は、あらかじめ監督職員に使用計画を提出しなければならない。
7. 遺方、山囲、覆工、締切、排水等の仮設及び特に重量物を扱う足場は堅固な構造としなければならない。
8. 工事現場へ一般の立ち入りを禁止する場合は、監督職員の承諾を得て、その区域に適当な柵を設けるとともに、立入禁止の表示をしなければならない。
9. 豪雨、高潮及び台風等出水の恐れがある時は、請負者は昼夜の別なく所要の人員を現場に待機させるとともに、応急措置に対する準備をしておかななければならない。

10. 工事現場の秩序を保つとともに、火災、盗難等の事故防止に必要な措置を講じなければならない。

第14条 実施工程表

実施工程表について、監督職員が特に指示した場合は、細部の実施工程表を提出しなければならない。

第15条 事前調査

請負者は工事着手に先立ち、現地の状況、関連工事、その他について綿密な調査を行い、十分実情を把握の上、工事を施工しなければならない。

第16条 施工計画

1. 請負者は、現場着手に先立ち監督職員と協議の上、別に定める施工計画書記載要領（付則1）に基づき、施工計画書を作成し提出する。
2. 施工計画の内容に変更を生じ、その内容が重要な場合はその都度、変更に関連するものについて変更計画書を提出しなければならない。

第17条 施工検査

特記仕様書あるいはあらかじめ監督職員の指示した箇所など工事段階の区切等には、監督職員の検査を受けなければ次の作業を進めてはならない。

第18条 工事検査

工事の完成検査、一部完成検査、既済部分検査、特命検査は現場代理人及び主任技術者が立会いの上検査を受けなければならない。

第19条 その他

1. 請負者は、労災保険等（第3者に及ぼした損害保険を含む）に加入すること。また、契約を締結したときは、その証券又は、これに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。

2. この工事が他に発注する同一工事区域内の工事、又は工事区域が近接する工事と工期が重複する場合で、同一業者が落札したときは契約締結後設計変更により共通仮設費、現場管理費、一般管理費を調整する。

第2章 機器仕様

第1節 中央水処理センター

1. 一般事項

1.1 概要

中央水処理センターの改築工事に伴い、各機器の製作・据付を行うものである。

1.2 設備機器

(1)ブロワー 1台

1.3 工事範囲

- (1) 「2. 機器仕様」に記載する機器の製作据付工事
- (2) ケーブル配線・配管工事
- (3) 本設備機器の各種接地接続工事
- (4) その他、上記に伴う諸工事

2. 機器仕様

2.1 ブロワー

- (1) 数量 1台
- (2) 形式 曝気用ブロワー
- (3) 仕様
 - 出力 30kw
 - 周波数 60Hz
 - 吐出口径 150mm
 - 吐出圧力 49.0kPa
 - 吸込状態風量 21.27m³/min
 - 回転速度 1410min-1
 - 電源 三相200V
 - 電動機 全閉外扇屋内型

(4) 標準付属品	共通ベース	一式
	Vベルト	一式
	Vプーリー	一式
	安全カバー	一式
	吸込サイレンサー	一式
	安全弁	一式
	潤滑油	一式
	圧力計	一式

第2節 北部水処理センター

1. 一般事項

1.1 概 要

北部水処理センターの改築工事に伴い、各機器の製作・据付を行うものである。

1.2 設備機器

(1)ブロワー 2台

1.3 工事範囲

- (1) 「2. 機器仕様」に記載する機器の製作据付工事
- (2) ケーブル配線・配管工事
- (3) 本設備機器の各種接地接続工事
- (4) その他、上記に伴う諸工事

2. 機器仕様

2.1 ブロワー

- (1) 数 量 2台
- (2) 形 式 曝気用ブロワー
- (3) 仕 様 出力 7.5kw

周波数 60Hz

吐出口径 100mm

吐出圧力 40kPa

吸込状態風量 6.1m³/min

回転速度 1580min⁻¹

電源 三相200V

電動機 全閉外扇屋内型

(4) 標準付属品	共通ベース	一式
	Vベルト	一式
	Vプーリー	一式
	安全カバー	一式
	吸込サイレンサー	一式
	安全弁	一式
	潤滑油	一式
	圧力計	一式

第3節 田ノ上マンホールポンプ場

1. 一般事項

1.1 概要

田ノ上マンホールポンプ場の改築工事に伴い、各機器の製作・据付を行うものである。

1.2 設備機器

(1) マンホールポンプ 2台

1.3 工事範囲

- (1) 「2. 機器仕様」に記載する機器の製作据付工事
- (2) ケーブル配線・配管工事
- (3) 本設備機器の各種接地接続工事

(4) その他、上記に伴う諸工事

2. 機器仕様

2.1 マンホールポンプ

(1) 数 量	2 台
(2) 形 式	水中ポンプ（ノンクログスマッシュタイプ）
(3) 仕 様	口径 $\phi 80\text{mm}$ 吐出量 $0.16\text{m}^3/\text{min}$ 全揚程 22.2m 出力 5.5kW 電圧 200V 周波数 60Hz 極数 4P 始動方法 じか入れ始動 キャブタイヤケーブル $\text{VCT4C} \times 1.25\text{mm}^2 \times 20\text{m}$
(4) 主要部材	ケーシング FC200以上 羽根車 FCD500以上 主軸 SUS420J2以上
(5) 標準付属品	水中ケーブル（端子箱まで） 一式 吊上用チェーン（SUS304 製） 一式 吊上用ブラケット 一式 ポンプ着脱装置 一式 基礎ボルトナット 一式 連成計（隔膜式） 一式 自動空気弁（必要な場合） 一式 動力ケーブル端子箱 一式 メカニカルシール 一式

第4節 高校橋マンホールポンプ場

1. 一般事項

1.1 概 要

高校橋マンホールポンプ場の改築工事に伴い、各機器の製作・据付を行うものである。

1.2 設備機器

(1) マンホールポンプ 2台

1.3 工事範囲

- (1) 「2. 機器仕様」に記載する機器の製作据付工事
- (2) ケーブル配線・配管工事
- (3) 本設備機器の各種接地接続工事
- (4) その他、上記に伴う諸工事

2. 機器仕様

2.1 マンホールポンプ

- (1) 数 量 2台
- (2) 形 式 水中ポンプ（ノンクログスマッシュタイプ）
- (3) 仕 様
 - 口径 $\phi 65\text{mm}$
 - 吐出量 $0.24\text{m}^3/\text{min}$
 - 全揚程 3.7m
 - 出力 1.5kW
 - 電圧 200V
 - 周波数 60Hz
 - 極数 4P
 - 始動方法 じか入れ始動
 - キャブタイヤケーブル $\text{VCT4C} \times 1.25\text{mm}^2 \times 20\text{m}$
- (4) 主要部材
 - ケーシング FC200以上
 - 羽根車 FCD500以上

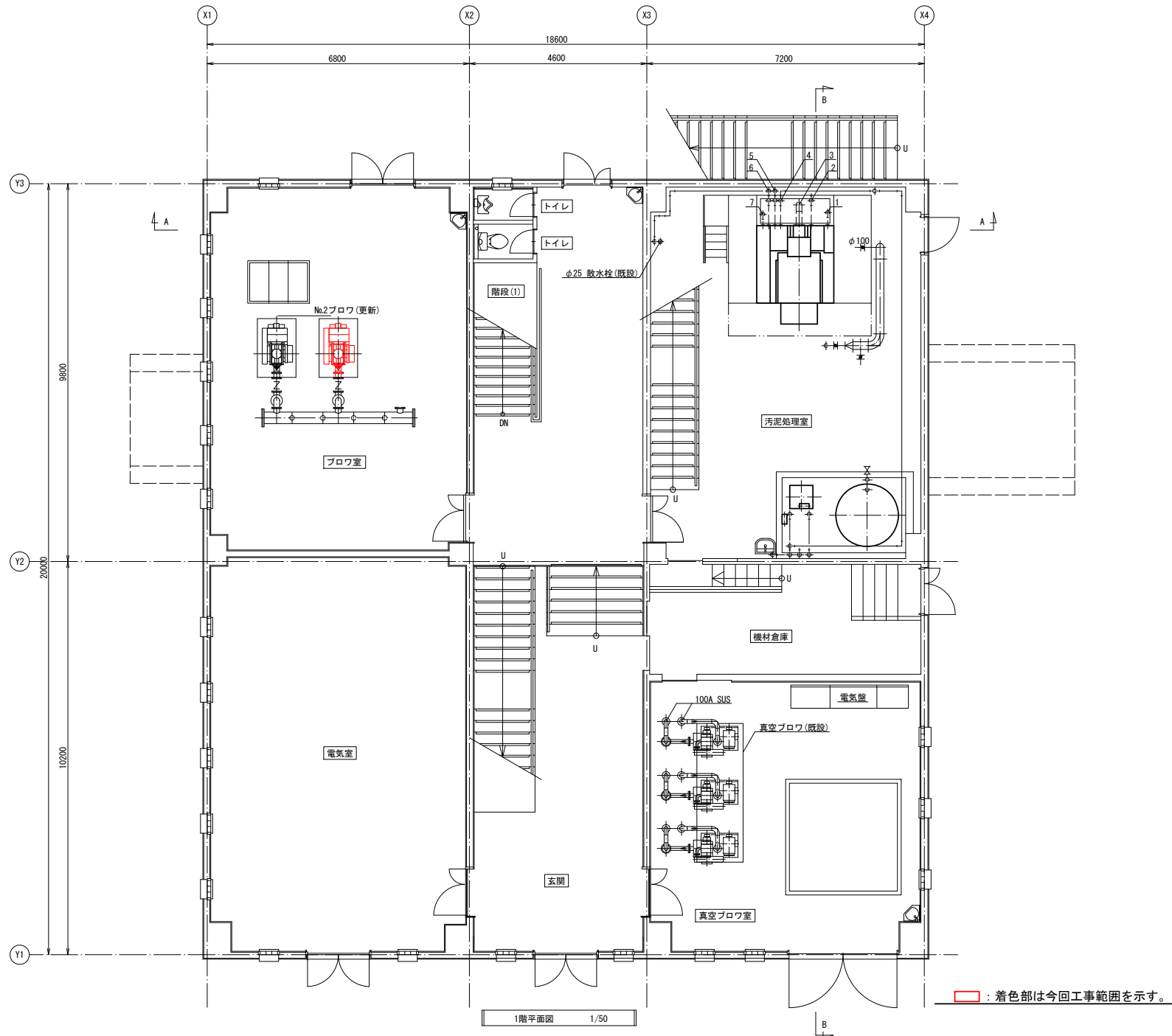
	主軸	SUS420J2以上	
(5) 標準付属品	水中ケーブル（端子箱まで）		一式
	吊上用チェーン（SUS304 製）		一式
	吊上用ブラケット		一式
	ポンプ着脱装置		一式
	基礎ボルトナット		一式
	連成計（隔膜式）		一式
	自動空気弁（必要な場合）		一式
	動力ケーブル端子箱		一式
	メカニカルシール		一式

第5節 脱水汚泥コンテナ

1. 一般事項

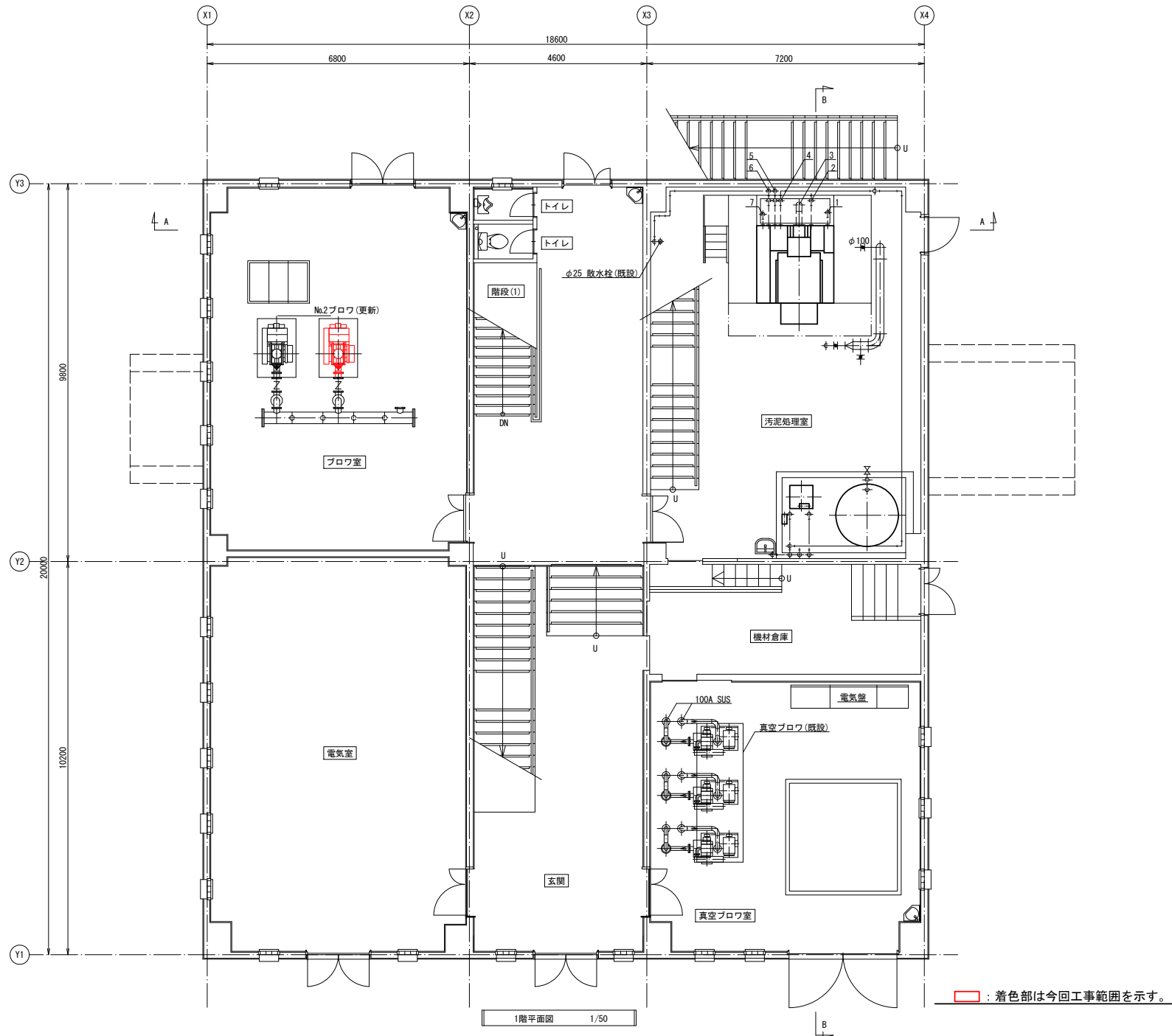
1.1 脱水汚泥コンテナ

(1) 数	量	5 個
(2) 容	量	1 t
(3) 仕	様	材質SS400＋塗装



起工

公共下水道終末処理場ブロワー等更新工事(2工区)			
図面名	管理棟平面図(更新)		
縮尺	1/50	図面番号	1
年月日	令和 8 年 8 月		
岐阜市役所			



起工

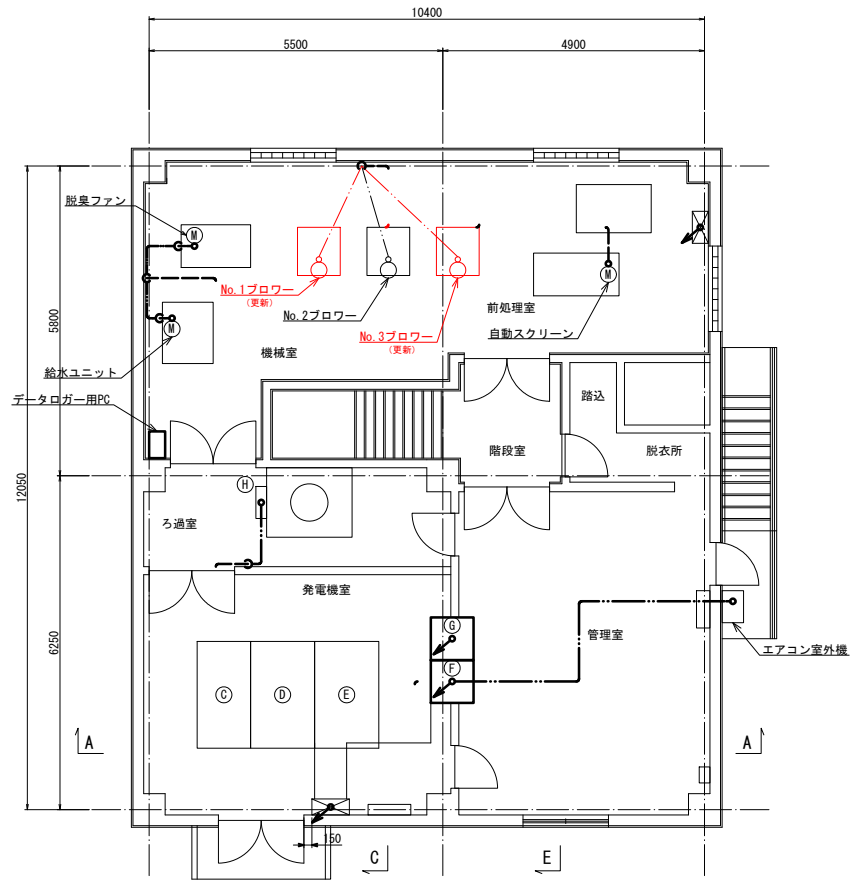
公共下水道終末処理場ブロワー等更新工事(2工区)

図面名 管理棟平面図(撤去)

縮尺 1/50 図面番号 2

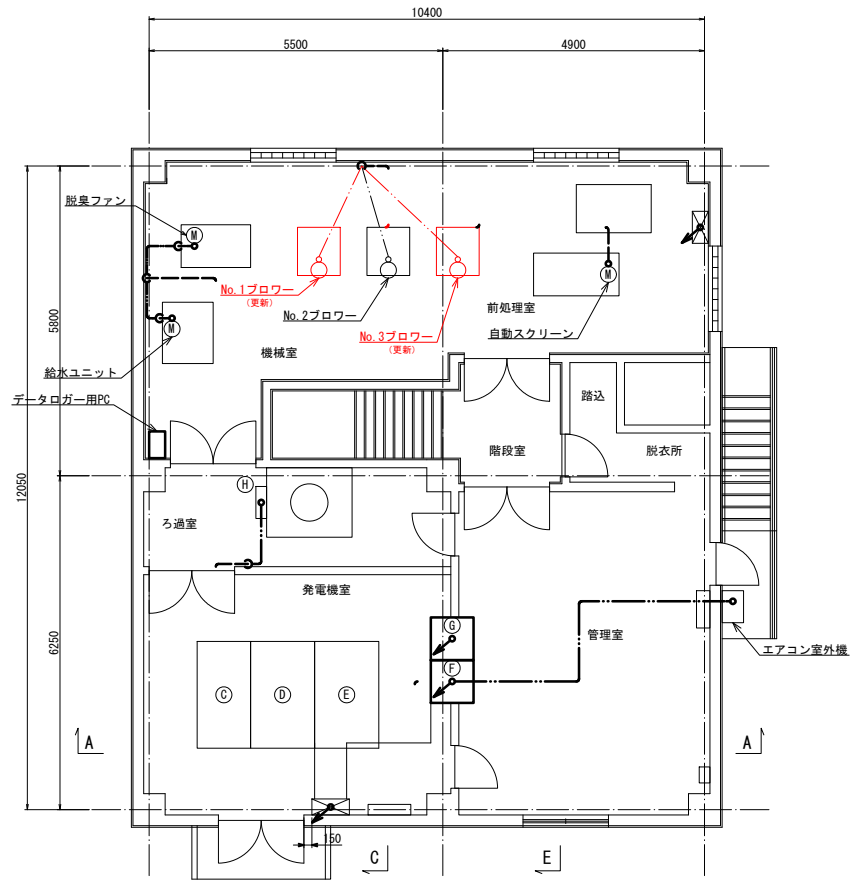
年月日 令和 8 年 8 月

岐阜市役所



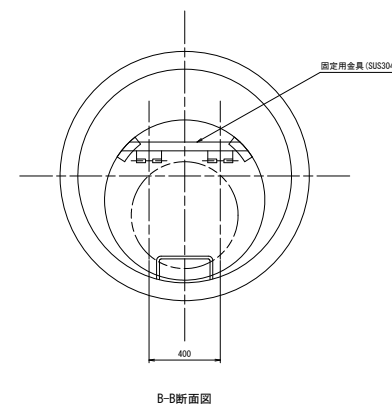
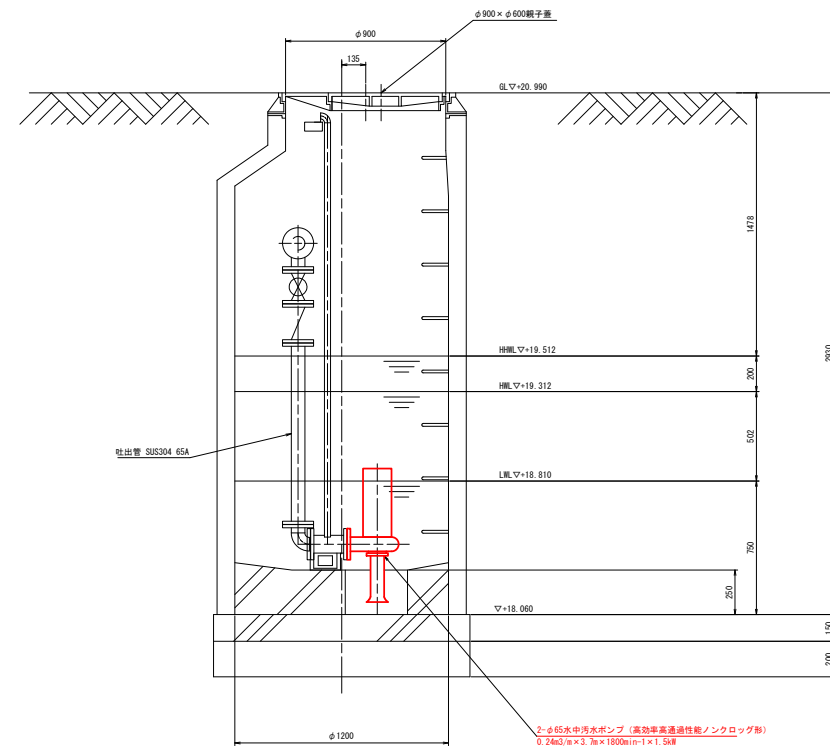
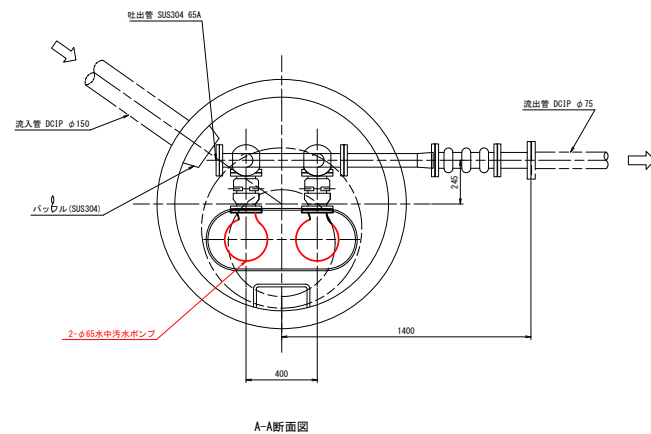
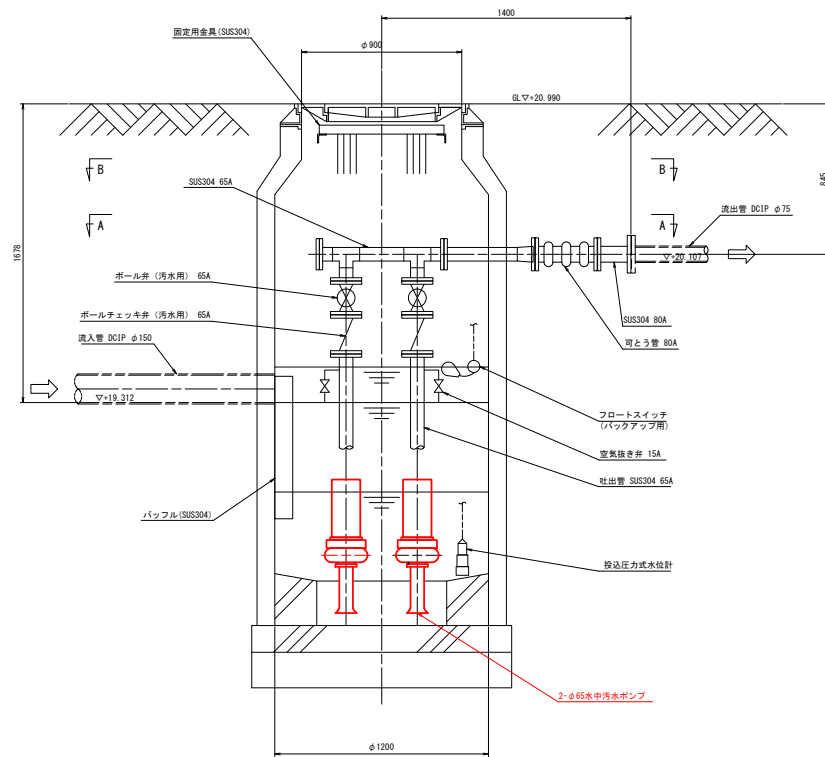
起工

公共下水道終末処理場ブロワー等更新工事(2工区)			
図面名	北部水処理センターブロワー（更新）		
図面名	1/50	図面番号	3
年月日	令和 8 年 8 月		
香 岐 市 役 所			



起工

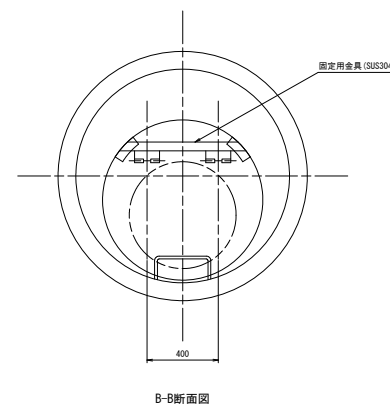
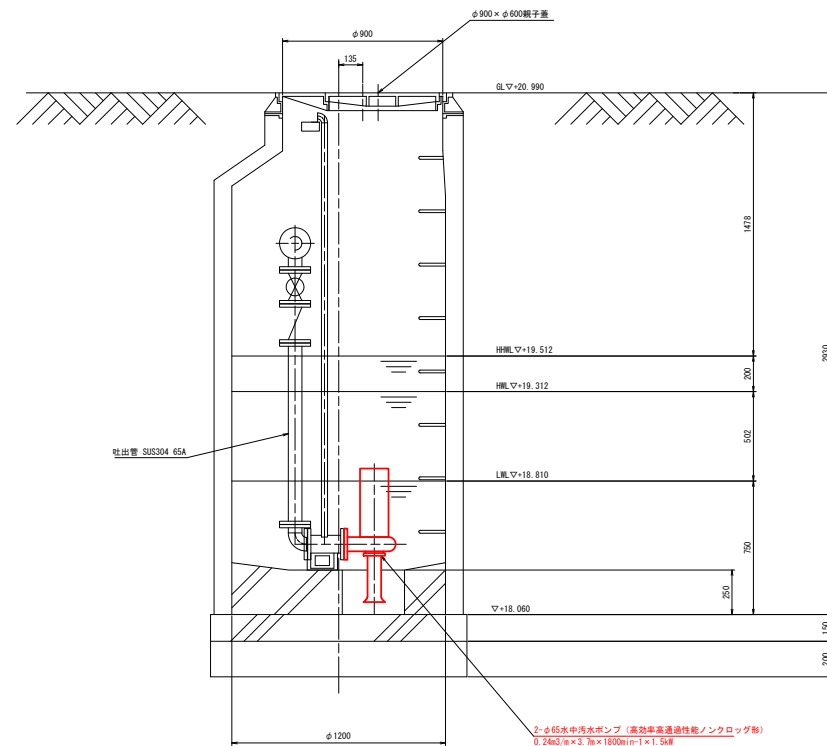
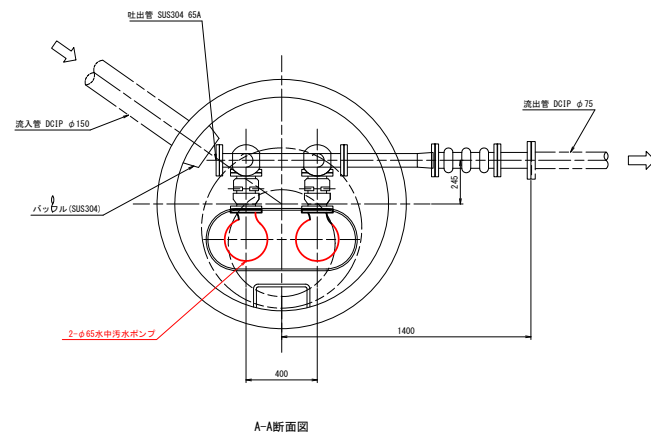
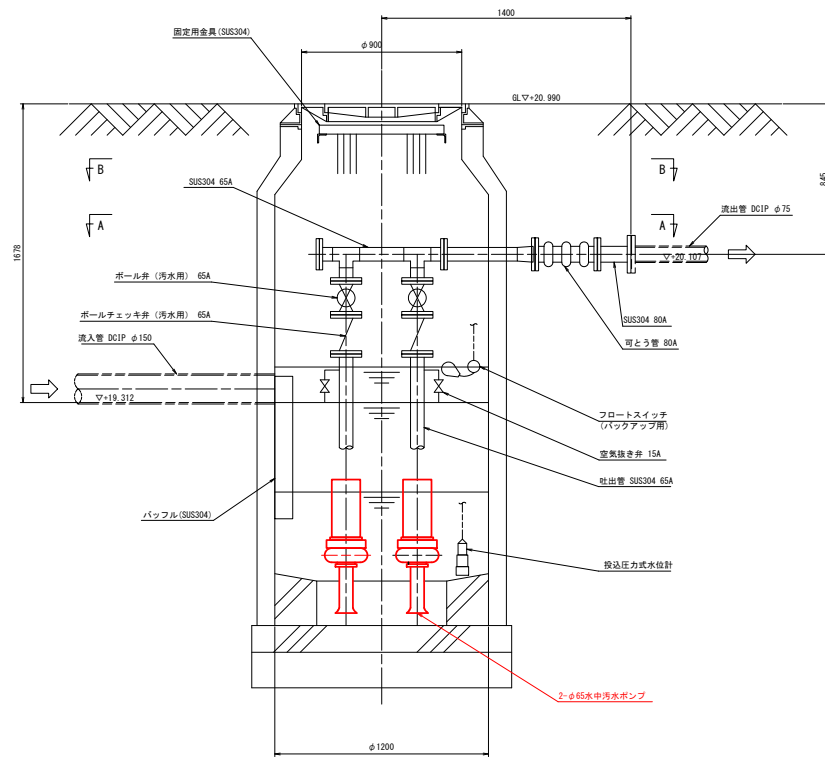
公共下水道終末処理場ブロー等更新工事(2工区)			
図面名	北部水処理センターブロー (撤去)		
図面名	1/50	図面番号	4
年月日	令和 8 年 8 月		
恵 岐 市 役 所			



□ : 着色部は今回工事範囲を示す。

起工

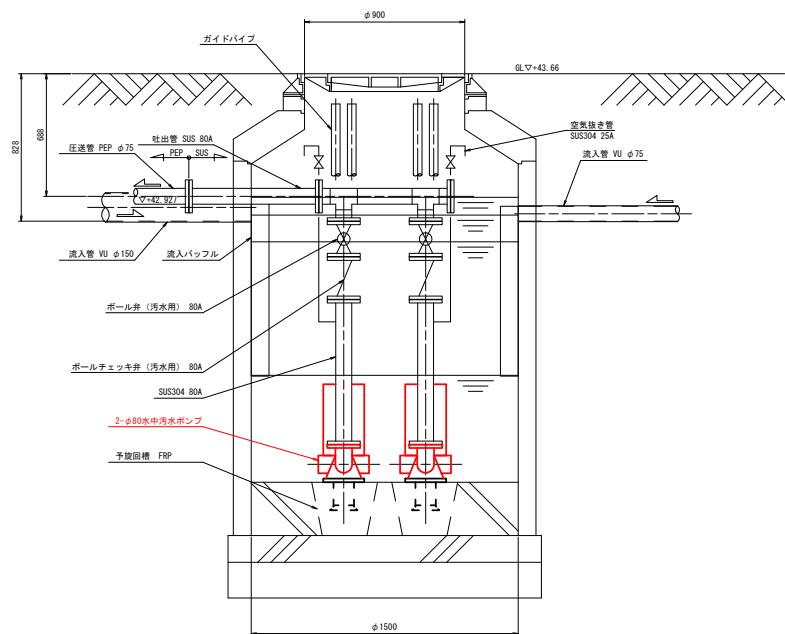
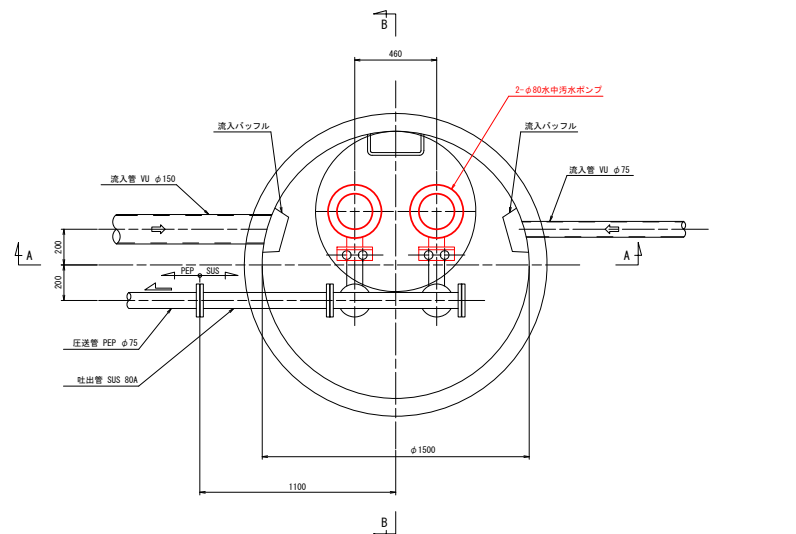
公共下水道終末処理場ブロー等更新工事(2工区)			
図面名	高校橋マンホールポンプ場(更新)		
縮尺	1/15	図面番号	5
年月日	令和 8 年 8 月		
岐阜市役所			



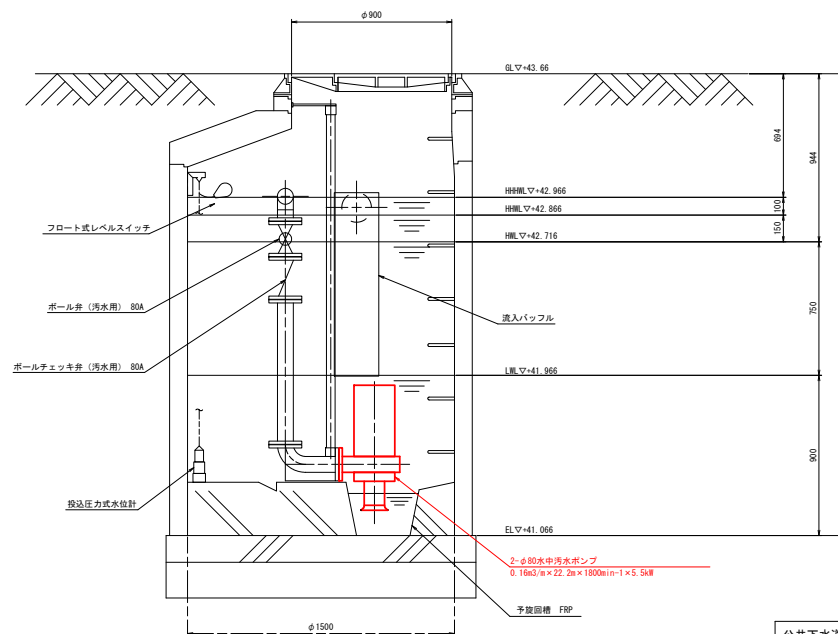
：着色部は今回工事範囲を示す。

起工

公共下水道終末処理場ブロー等更新工事(2工区)			
図面名	高校橋マンホールポンプ場(撤去)		
縮 尺	1/15	図面番号	6
年月日	令和 8 年 8 月		
岐 市 役 所			



A-A断面図



B-B断面図

□ : 着色部は今回工事範囲を示す。

起工

公共下水道終末処理場ブロー等更新工事 (2工区)			
図面名	平断面図 (撤去)		
縮 尺	1/15	図面番号	8
年月日	令和 8 年 8 月		
岐 市 役 所			